

# 記者発表資料

令和8年1月9日  
九州地方整備局

◎不正な行為を行った下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社伊藤組  
業者 の 住 所：熊本県阿蘇郡小国町黒渕2539-1
2. 指名停止措置期間：令和8年1月9日～令和8年4月8日<sup>(3ヶ月)</sup>
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、株式会社伊藤組の代表取締役が、熊本県小国町が発注した土木工事などの指名競争入札に伊藤組を含む9社を選定した謝礼として、同町職員に県内の飲食店などで29回にわたり、計52万円相当の接待をおこなったとして、令和7年11月5日、熊本県警に贈賄容疑で逮捕され、同月26日、熊本地検に贈賄罪で起訴されたものである。
5. 指名停止措置理由  
株式会社伊藤組の代表取締役が贈賄罪で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」という。）の別表第2第3号イ（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

## <措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から  3ヶ月以上9ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内

## <問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
代表：092-471-6331  
総務部契約課長 本松 泰典（内線 2511）  
(契約課直通：TEL 092-476-3509)